

資料 2

厚生労働省 公益通報者保護専門調査会資料
「個別労働関係紛争解決制度について」より

1 助言

紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度。

2 あっせん

紛争当事者の間に、公平・中立な第三者として入り、当事者間の話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

双方の主張の要点を確かめ、両者に対して、事案に応じたあっせん案を提示することができる。

申立人の相手方が参加しない場合や、合意に至らない場合には、あっせん手続きを打ち切ることとなる。